

Significance and Issues of Practical Training at
Children's Center in Child Care Worker Training

メタデータ	言語: jpn 出版者: 公開日: 2022-02-18 キーワード (Ja): キーワード (En): 作成者: 佐藤, 晃子, SATO, Akiko メールアドレス: 所属:
URL	https://saigaku.repo.nii.ac.jp/records/1383

This work is licensed under a Creative Commons
Attribution-NonCommercial-ShareAlike 3.0
International License.



保育士養成における児童館実習の意義と課題

佐藤 晃子

1. 本研究の背景・目的と方法

(1) 本研究の背景

保育実習及び保育実習指導は、保育士養成における「要」である（全国保育士養成協議会編 2018a : i）が、その中で保育所以外の児童福祉施設での実習（以下、「施設実習」とする。）はあまり重視されてきたとは言えない。また、本研究で対象とする児童館は、選択実習でのみ実習が可能であり、その傾向は一層強い。養成校における学生は保育所指向・幼稚園教諭指向が一つの特徴となっており、学生のみならず養成校教員においても、保育イコール保育所保育、保育士養成イコール保育所保育士養成という認識が強くみられることが指摘されている。実際、選択保育実習においても、保育所を選ぶ割合が格段に高く（全国保育士養成協議会編 2018a : 244）、保育士養成校出身者の多くは保育所保育士または幼稚園教諭、保育教諭として働く実態がある⁽¹⁾。

他方、児童虐待の問題に象徴されるように子どもや子育てをめぐる課題が複雑で多様になっている中で、子どもの育ちや家庭支援の充実を図るための保育士養成課程における教科目の内容の充実・再編が図られており⁽²⁾、施設実習もその重要性が高まっていると言える。保育士の本質的な専門性を学び深める上で、0歳から18歳未満までの子どもの成長・発達や子ども理解、支援また家庭養育環境、保育環境、社会養護環境等々を把握することは大変重要であり、その学びにおいて保育所実習とともに施設実習の重要性が極めて高いことが指摘されている（全国保育士養成協議会編 2018a : 245）。

(2) 先行研究の状況

保育士養成校における実習教育に関する研究や授業報告は多岐にわたるが、そのうち多いのは、事前事後指導に関するもの、実習中の学生の学びに関するものである（全国保育士養成協議会編 2018a : 175-176）。また、研究対象としては、保育所実習に関する研究がほとんどを占め、施設実習に関する研究は、それに比して少なく⁽³⁾、中でも児童館実習に関する研究はわずかである。

学生を対象とした質問紙調査をもとに、保育所実習と比較した児童館実習の学びの内容を明ら

かにした研究(森 2011, 横尾 2018), 「遊び」に着目した実習体験の意義に関する研究(秋山 2020)などがあるが, 児童健全育成推進財団が行う「認定児童厚生員」資格取得に関わる実習⁽⁴⁾も対象として含まれており, 保育士養成との関連で, 施設実習における児童館の位置付けや学びの意味など明らかにしたものはほぼ見られない。

(3) 本研究の目的と方法

そこで本研究では, 保育士養成における児童館実習の位置づけを明確化し, 施設実習を児童館で行うことでどのようなことを学ぶことができ, 保育士養成においてどのような意義があるのか明らかにする。厚生労働省が示す「保育実習実施基準」や保育実習の標準的方法を示した『保育実習指導のためのミニマムスタンダード Ver. 2』(全国保育士養成協議会編 2018b / 以下, 「ミニマムスタンダード」とする。)に基づき保育実習における施設実習及び児童館実習の目的や内容などを整理し, それを厚生労働省「児童館ガイドライン」と照合させて分析を行う。なお, 本研究では, 地域に密着した児童館である, 小型児童館, 児童センターを想定して論述する。

2. 児童館における保育士の位置付け

(1) 児童館とは

児童館は, 児童福祉法第 40 条に規定された児童厚生施設であり, 「児童に健全な遊びを与えて, その健康を増進し, 又は情操をゆたかにすること」を目的とした施設である。2019 年 10 月現在, 全国に 4,453 箇所ある(厚生労働省「社会福祉施設等調査」)。近年ほぼ横ばいの傾向にあるが, 児童福祉施設としては保育所について二番目に数が多い。ただし, その歴史的な経緯等もあって, 配置の地域間格差が見られる⁽⁵⁾。

児童館の特徴として, 第一に, 地域の誰にも開かれた施設であること (= 対象の非限定性), 第二に, 地域の子ども達と長期的に関わることができ, 連続的な活動や継続的な支援が可能であること (= 支援の連続性) が挙げられる(児童健全育成推進財団 2015: 23)。子どもや保護者から見れば遊び場の一つであるが, 例えば障害や虐待などの特定の課題や必要に特化した施設ではないがゆえに, 児童福祉施設でありながら非常に敷居の低い施設であると言える。

(2) 児童館の職員(児童厚生員)の役割と保育士

「児童福祉施設の設備及び運営に関する基準」第 38 条(昭和 23 年厚生省令第 63 号)では, 「児童厚生施設には, 児童の遊びを指導する者を置かなければならない」とされている。「児童の遊びを指導する者」はもともと「児童厚生員」と規定されていた。児童厚生員は, 地方分権・規制緩

和の影響を受けて、1998年にその名称が「児童の遊びを指導する者」と改正された。しかし、今日、児童館に求められる役割は大きく、職員にも「遊びの援助」だけでなく、子どもの個別課題への対応や相談対応、子育て支援、中高生の居場所づくり、地域の子育て環境づくりなど幅広い役割が期待されている。名称が変わったからといって専門性がなくなっただけというわけではなく、むしろ児童館職員としての職務を全うするために、一層の専門性向上に向け努力し、それを周囲に意識的に示していくことが求められている（児童健全育成推進財団2015：9）。

さて、「児童の遊びを指導する者」の規定の一つに、「保育士資格を有する者」がある。児童館職員の保有資格を見ると、常勤職員の8割弱、非常勤職員の7割弱が何らかの資格を保持しているが、そのうち最も多いのが保育士であり、80%以上の児童館に配置されている（児童健全育成推進財団2017：38）⁽⁶⁾。またたとえば、1970年代から行政主導で児童館の計画的な整備がなされ独自の専門職採用システムを採ってきた東京都では、現在も保育所保育士としての採用がメインである「福祉職」（福祉Ⅱ類）において、児童館が配属先の一つとなっている自治体もある⁽⁷⁾。

なお、児童館の約半数（54.7%）で放課後児童クラブ（学童保育）を実施しているが（児童健全育成推進財団2017：66）、放課後児童クラブには「放課後児童支援員」を置かなければならないとされている。「放課後児童支援員」は2015年に創設された資格であり、基礎資格（教育職員免許等）または放課後児童クラブ等での勤務経験などを条件に、都道府県等が実施する「認定資格研修」を受講することにより取得することができる。この基礎資格の一つに保育士が位置付けられており⁽⁸⁾、放課後児童支援員のうち25%弱が保育士資格を持つ⁽⁹⁾。

3. 保育実習としての児童館実習

(1) 保育実習における児童館の位置付け

保育士養成における実習科目として、必修科目である「保育実習Ⅰ」（保育所及び保育所以外の児童福祉施設等、20日間、4単位）と、選択必修科目である「保育実習Ⅱ」（保育所）または「保育実習Ⅲ」（保育所以外の児童福祉施設等での実習）（いずれか10日間、2単位）がある。児童館は、「保育実習Ⅲ」の対象施設の一つである。全国保育士養成協議会の調査によると、保育実習Ⅲを選択したもののうち、児童館を選択した割合は14%となっており、障害者入所施設（24%）、児童養護施設（20%）について多い（全国保育士養成協議会編2018a：6）。また、2018年に実施された「全国児童館調査」によると、半数以上の児童館が大学、短大、専門学校から実習生の受け入れを行なっている（児童健全育成推進財団2017：43）⁽¹⁰⁾。

児童館が保育実習の対象となったのは、「保育実習実施基準」の1970年改訂の際である。改訂の背景には、次のようなことが挙げられている。「社会経済の著しい変動に伴い児童問題や家庭間

題などもますます複雑、多様化しつつある。従って、これらに適正に対処できる福祉サービスを担当する児童福祉関係職員の資質の向上、専門性の向上に対する社会的要請は増大し、とりわけ、児童にもっとも身近に接触しながら、保育や養護に従事する保母の養成、確保の問題は、いよいよ重要性を増している。」(厚生省児童家庭局 1972：序文)

こうした社会状況の中で、児童館が施設実習の対象となった理由として森(2011：29)は、「児童館の役割としての『子どもの健全育成』への期待」があったと考察している⁽¹¹⁾。それに加え、児童館も含む施設保育士養成の拡充という意図もあったのではないかと推測される。1970年の「保育実習実施基準」においては、保育所保母と施設保母それぞれの「将来の方向志向に応じた専門教科目の選択履修が可能になった」とされる。本改定では保育所保母と施設保母といった保母資格の区分は志向されていないが、それぞれのニーズに応じた専門教科目ができるだけ多く選択履修できるように配慮がなされていた(佐藤 2008：59)。

いずれにせよ児童館は、1970年から選択科目の施設実習の対象施設とされているが、以降選択実習の対象としてのみ認められている施設である。その理由については明確ではないが、施設実習において積極的な意味づけ・位置付けを得てきたとは言い難い。

(2) 児童館での保育実習の目的・内容と学習の観点

施設実習は、対象者の年齢層に幅があり、それぞれに対応できる知識や力量が求められる。また、施設での保育士の仕事は、子どもや利用者に対する日常生活介助や援助、遊びや学習の指導、家庭や地域の人々への子育て支援など多岐にわたるため、幅広い視野を持ち、高い専門性を要する(守他 2014：8)。近年保育所においても専門的なケアを必要とする子どもが増加している中で、それに対応しうる高い専門性が求められると同時に、保育所以外の施設におけるあらゆる問題に対応できるだけの高い技術を持った保育士を養成することが求められている。施設実習は、こうした保育士としての高い専門性や技術を身につける目的がある(石橋・林編 2020：29, 守他 2014：9)。

このうち、保育実習Ⅲでは、次の4つが目標とされる。1. 既習の教科目や保育実習の経験を踏まえ、児童福祉施設等(保育所以外)の役割や機能について実践を通して、理解する、2. 家庭と地域の生活実態にふれて、子ども家庭福祉、社会的養護、障害児支援に対する理解をもとに、保護者支援、家庭支援のための知識、技術、判断力を習得する、3. 保育士の業務内容や職業倫理について具体的な実践に結びつけて理解する、4. 実習における自己の課題を理解する。また、目標を踏まえ、実習内容として次の4つが示されている。1. 児童福祉施設等(保育所以外)の役割と機能、2. 施設における支援の実際 ((1)受容し、共感する態度、(2)個人差や生活環境に伴う子ども(利用者)のニーズ把握と子ども理解、(3)個別支援計画の作成と実践、(4)子ども(利用者)の家族

への支援と対応, (5)各施設における多様な専門職との連携・協働, (6)地域社会との連携・協働), 3. 保育士の多様な業務と職業倫理, 4. 保育士としての自己課題の明確化, である⁽¹²⁾。

施設実習にあたって, (ア)施設理解, (イ)利用者理解, (ウ)職員理解, (エ)専門知識, 技術, の4点の視点に基づく施設理解が必要となるが, 児童館については「ミニマムスタンダード」に, 下記のように示されている(全国保育士養成協議会編 2018b: 86)。(以下, 枠内下線は筆者による。)

(ア)施設理解 地域の子育て支援の拠点となる施設は他にも多くあるが, 健全育成を目的に設立された児童厚生施設もそのひとつである。この施設は近年, 地域による子育てが重要視されていることから, 単なる遊び場としての位置付けではなく, 幅広い年齢の子どもや子育て家庭に対する子育て支援機能をもった地域の拠点としての認識をもって実習に臨む必要がある。

(イ)利用者理解 児童厚生施設の利用者は, 子ども及び子育て家庭である。一般的に午前中には乳幼児期の子どもとその保護者の利用が多く, こうした利用者に対して子育て講座など, 子育てがしやすくなるようなプログラムを提供している。またこうしたプログラムを通して子育てで孤立しがちな保護者同士をつなげる役割もっている。午後は小学生などの利用が多く, そこで提供されるのは遊びである。子どもたちの発達に応じたプログラムを提供できるような配慮が各施設でなされている。放課後児童健全育成事業などの取り組みを行う施設も多い。

(ウ)職員理解 児童厚生施設で子どもたちの支援に当たるのは, 「子どもの遊びを指導する者」と規定されている職員である。保育士資格をもっている職員も多く, その業務の内容は利用者理解でもあげた通り, 子どもの遊びの指導である。ただし単に遊びをリードしていくだけではなく, 子育て支援の役割も担っている。

(エ)専門知識, 技術 利用者が乳幼児から小学生, 中高生, 保護者と広いため, 子育て支援において必要な専門性について考える機会となる。さらに施設における活動プログラムや支援計画立案の方法について学ぶ。

また, 保育実習Ⅲは, 施設実習としては2回目の実習となる。必修と選択の施設実習で, 同じ種別の施設に実習へ行くことは多くないと考えられるが, 観察実習→参加実習→指導実習という保育実習の段階からすると, 保育実習Ⅲは「指導実習」に位置付けられ, 「日々の生活支援について学ぶと同時に, 利用する子ども(利用者)の抱える課題の理解と支援の方法について, より高

度な専門性を学ぶ必要がある」(全国保育士養成協議会編 2018b : 91)。上の施設理解の4つの視点を合わせて考えると、次の点について、考慮する必要がある(全国保育士養成協議会編 2018b : 91-92 より一部抜粋)。

「(ア)施設理解」に関連して すでに2回の実習を経験している実習生は、子ども（または利用者）の関係性や直接的な保育（支援）の方法などについて学んでいる。いわば「ミクロ」な視点における学びの体験がある。したがって、保育実習Ⅲでは、「メゾ、マクロ」の視点で施設や利用者を捉える必要がある。具体的には、施設が地域の中で果たしている役割や利用者の家族への支援、社会全体における役割について学ぶことが求められる。

「(イ)利用者理解」に関連して 目の前の子ども（利用者）の背後にある生活歴や家族についても目を向け学ぶことが求められている。

4. 「児童館ガイドライン」に見る児童館の特性／機能・役割

(1) 児童館ガイドライン作成の背景・目的と意義

2010年、児童館をめぐる環境の変化や時代の要請に適切に対応する児童館の機能・役割を明確化することを目的として、「児童館ガイドライン検討委員会」(柏女霊峰委員長)が設置され、そこでの議論を経て、厚生労働省は2011年3月に「児童館ガイドライン」を発出した。

児童館は1963年から国庫補助が開始され(1999年に廃止、一般財源化)、補助要綱に活動内容等が大まかに示されていた以外は、運営する自治体または各運営団体によって多様に運営・実施されてきた。しかし、子どもの健全育成の中核をなすべき児童館活動の低調化が危惧され、地域の児童福祉の拠点としての児童館機能を再考する必要がある(社会保障審議会児童部会遊びのプログラム等に関する専門委員会 2018 : 14)。そうした中で、国が児童館の内容についてその方向性を明示したことは非常に画期的なことであった。またその内容について、前出の検討委員会委員長を務めた柏女(2011 : 123)は、「児童館活動の中心を、従来の遊びの支援から、遊びと生活の支援、特に、家庭や地域における子どもの生活支援にシフトをさせたことに大きな意義を持つ」と評している。

その後、2016年の児童福祉法改正など関連法令の施行や子どもをめぐる今日的な課題への対応が課題となり、2018年10月に「児童館ガイドライン」が改正された。

(2) 児童館ガイドラインの内容①児童館の特性

改正児童館ガイドラインの最大のポイントとも言えるのが、児童館の特性を示したことである。「第1章総則」では、「児童館は、児童の権利に関する条約に掲げられた精神及び児童福祉法の理念にのっとり、子どもの心身の健やかな成長、発達及びその自立が図られることを地域社会の中で具現化する児童福祉施設である」ことを示し、権利主体としての子ども、具体的に言えば「年齢や発達の程度に応じた子どもの意見の尊重と子どもの最善の利益の保障」を児童館の理念に据えた。そして、そうした地域の「児童福祉施設」としての役割に基づいて、児童館の特性を新たに示した。

「3施設特性(1)施設の基本特性」において、まずこのように述べられている。「児童館は、子どもが、その置かれている環境や状況に関わりなく、自由に来館して過ごすことができる児童福祉施設である。」地域のどの子どもにも開かれた施設であることが明確にされ、また、施設を利用するか否かという点から子どもが主体性を発揮できることが明記された。総則の「理念」「目的」に続き、「子どもの視点」から児童館の特性が整理されたのである。次に、「(2)児童館における遊び」として「特に、遊びは生活の中の大きな部分を占め、遊び自体の中に子どもの発達を増進する重要な要素が含まれている」と遊びの重要性が示される。そして、これらを「施設」という側面から再整理し、「(3)施設特性」として、「拠点性」、「多機能性」、「地域性」の3つを示している。

1 拠点性 児童館は、地域における子どものための拠点（館）である。子どもが自らの意思で利用でき、自由に遊んだりくつろいだり、年齢の異なる子ども同士と一緒に過ごすことができる。そして、それを支える「児童の遊びを指導する者」(以下「児童厚生員」という。)がいることによって、子どもの居場所となり、地域の拠点となる。

2 多機能性 児童館は、子どもが自由に時間を過ごし遊ぶ中で、子どものあらゆる課題に直接関わるができる。これらのことについて子どもと一緒に考え、対応するとともに、必要に応じて関係機関に橋渡しすることができる。そして、子どもが直面している福祉的な課題に対応することができる。

3 地域性 児童館では、地域の人々に見守られた安心・安全な環境のもとで自ら成長していくことができ、館内のみならず子どもの発達に応じて地域全体へ活動を広げていくことができる。そして、児童館は、地域の住民と、子どもに関わる関係機関等と連携して、地域における子どもの健全育成の環境づくりを進めることができる。

児童館の特性の最初に「拠点性」を挙げている。「地域における子どものための拠点（館）」であること、また子どもにとって居場所となるためには、児童厚生員という職員の存在が不可欠であることが示されている。二点目に、「多機能性」を挙げている。児童館はあくまで子どもが自由に時間を過ごす場である。そこに児童厚生員が様々な形で関わりを持つことによって、子どもの抱える課題などを把握することができ、そこから他の関係機関につないでいくことによりその対応ができる。こうした意味での「多機能性」であり、児童館であるからこそその児童福祉施設の特性と捉えられる。三点目は「地域性」である。児童館の活動は館内で完結するのではなく、子どもの育つ地域そのものにアプローチしていく必要性を示している。

(3) 児童館ガイドラインの内容②児童館の機能・役割と活動内容

「児童館ガイドライン」では、「第1章総則」に続き、第2章に「子ども理解」として、児童館の対象となる子どもの発達を理解するための基礎的視点を、乳幼児期／児童期／思春期それぞれについて示している。0～18歳という幅広い年齢の子どもが来館するが、それぞれの子どもの発達や特徴を踏まえた上での支援の必要性を明示している。

そして第3章において、児童館の理念と目的に基づき児童館の機能・役割を、1遊び及び生活を通した子どもの発達の増進、2子どもの安定した日常の生活の支援、3子どもと子育て家庭が抱える可能性のある課題の発生予防・早期発見と対応、4子育て家庭への支援、5子どもの育ちに関する組織や人とのネットワークの推進、の5つに区分して示している。

続けて第4章で、こうした機能・役割を具体化する主な活動内容を、1遊びによる子どもの育成、2子どもの居場所の提供、3子どもが意見を述べる場の提供、4配慮を必要とする子どもへの対応、5子育て支援の実施、6地域の健全育成の環境づくり、7ボランティア等の育成と活動支援、8放課後児童クラブの実施と連携、の8項目に分けて示している。もちろんこれら全て実施すべき内容というわけではなく、「この章を参照しながら、子どもや地域の実情を具体的に把握し、創意工夫して取り組むことが望まれる」とされる。

遊びを通した子どもの育成を児童館の主たる機能・役割におきつつも、子どもの生活への支援、子育て家庭への支援、課題の発生予防や早期発見、地域とのネットワークの形成など、幅広い機能・役割が求められていることがわかる。

(4) 児童館ガイドラインの内容③児童厚生員の役割・職務

こうした機能・役割を担う主体となるのが、児童厚生員⁽¹³⁾である。「第3章児童館の機能・役割」は施設としての機能・役割を示したものであるが、児童厚生員の役割も各所に示されており、児童館の機能を果たすには児童厚生員が不可欠の存在であることがわかる。例えば、「2子どもの

安定した日常の生活の支援」では、「児童館は、子どもの遊びの拠点と居場所となることを通して、その活動の様子から、必要に応じて家庭や地域の子育て環境の調整を図ることによって、子どもの安定した日常の生活を支援することが大切である」、「児童館が子どもにとって日常の安定した生活の場になるためには、最初に児童館を訪れた子どもが『来てよかった』と思え、利用している子どもがそこに自分の求めている場や活動があって、必要な場合には援助があることを実感できるようになっていることが必要となる。そのため、児童館では、訪れる子どもの心理と状況に気づき、子どもと信頼関係を築く必要がある」とされている。「子どもの安定した日常の生活を支援」するためには、子どもと児童厚生員との信頼関係の構築が必要となることが示されている。

上の児童館の機能・役割を実現していくための児童厚生員の職務としては、具体的に以下の7つがあげられている。(1)子どもの育ちと子育てに関する地域の実態を把握する、(2)子どもの遊びを援助するとともに、遊びや生活に密着した活動を通じて子ども一人ひとりと子ども集団の主体的な成長を支援する、(3)発達や家庭環境などの面で特に援助が必要な子どもへの支援を行う、(4)地域の子どもの活動や、子育て支援の取組を行っている団体等と協力して、子どもの遊びや生活の環境を整備する、(5)児童虐待を防止する観点から保護者等利用者への情報提供などを行うとともに、早期発見に努め、対応・支援については市町村や児童相談所と協力する、(6)子どもの活動の様子から配慮が必要とされる子どもについては、個別の記録をとり継続的な援助ができるようにする、(7)子育てに関する相談に応じ、必要な場合は関係機関と連携して解決に努める（第5章3）。非常に多様で、高い専門性を要する職務内容が求められていると言える。

5. 保育士養成における児童館実習の意義

3. で示した「ミニマムスタンダード」等の児童館実習に関する記述と4. で示した「児童館ガイドライン」の内容を踏まえると、児童館実習の意義として、次の3点についての理解と実践に集約できると考えられる。

(1) 遊びの指導

保育所保育の柱に、生活とともに「遊び」があるが、児童館の中心にあるのも「遊び」である。「児童館ガイドライン」には、子どもと遊び、その援助に関して、次のように示されている。

第4章 児童館の活動内容 1 遊びによる子どもの育成

- (1)子どもにとっては、遊びが生活の中の大きな部分を占め、遊び自体の中に子どもの発達を増進する重要な要素が含まれている。このことを踏まえ、子どもが遊びによって心身の健康を増進し、知的・社会的能力を高め、情緒をゆたかにするよう援助すること。
- (2)児童館は、子どもが自ら選択できる自由な遊びを保障する場である。それを踏まえ、子どもが自ら遊びを作り出したり遊びを選択したりすることを大切にすること。
- (3)子ども同士が同年齢や異年齢の集団を形成して、様々な活動に自発的に取り組めるよう援助すること。

このように、自由な遊びを保障し、子どもの主体的な遊びを通して子どもの育成を行うのが児童館である。「ミニマムスタンダード」にも、児童館では「子どもの遊びの指導」が業務の中心になるとあったが、ここでの「遊びの指導」の意味をより正確に、詳細に捉える必要がある。

「遊びの指導」として学ぶことができるのは、「子どもたちの発達に応じたプログラム」の提供や「活動プログラムや支援計画立案の方法」（「ミニマムスタンダード」）にとどまらない⁽¹⁴⁾。上の「児童館ガイドライン」の内容を踏まえるならば、児童館での「遊びの指導」は「子ども主体の遊びを展開できるよう援助する」という視点が重要となる。言い換えれば、「子どもを遊ばせる」のではなく「子ども自身が自ら遊び、遊びの文化を形成・継承していく」ことを援助する、ということである（こども未来財団2009：129）。

このような「遊びの指導」について実践的に学ぶことができるのが、児童館における実習の意義であると考えられる。そして、児童館では、幅広い年齢の子ども（同士）が、年齢や発達また個人の関心に即したさまざまな遊びや活動を展開している。そこへの関わりを通して、0～18歳という長いスパンにおける発達や子どもの特徴に応じた支援方法について実践的に学ぶこともできるのである。

(2) 子どもが抱える課題への対応

児童館は児童福祉施設であるが、(1)で見たように遊びを通じた健全育成が主であり、健全育成という予防・増進機能を目的とした一般児童対策としての性格を持つ。誰もが利用できる中で、利用している子どもや保護者がなんらかの課題を抱えている場合もある。児童館を好んで利用する子どもの中には、悩みやストレスを抱えた子、生活に不自由さのある子、友達関係や親子関係に課題がある子、一見問題がないように見えても実は見逃せない課題がある子が見受けられるとも指摘されている（児童健全育成推進財団2015：23）。

児童館の機能・役割の一つに、「子どもと子育て家庭が抱える可能性のある課題の発生予防・

早期発見と対応」がある。課題を早期発見するために、「児童館を利用する子どもや保護者の様子を観察することや、子どもや保護者と一緒になって活動していく中で、普段と違ったところを感じ取ること」の重要性が示されている（「児童館ガイドライン」第3章3）。こうした「観察」や「普段と違ったところを感じ取ること」は、子どもの遊びへの関わりを通してすることができる。遊びは「その子らしさが表現される」ものであり、遊びを通して、子どもの体調や気分、友人関係、発達上の課題などさまざまな課題の発見ができ、子どもの遊びに寄り添いながら関わることで、より正確に子どもを理解し、適切な援助をすることが可能となる（児童健全育成推進財団2015：75）。

すなわち、(1)の遊びへの援助の延長線上に、またはそれと関連性を持たせながら、子どもの抱える課題へのアプローチができると言える。遊びを媒介に、子どもや保護者が抱えるさまざまな課題を包括的に捉え、支援する方法について学ぶことができるのである。また、実習生が遊びの中で「気になる子ども」に気づき理解しようとすることは、「ミニマムスタンダード」で示された、「目の前の子ども（利用者）の背後にある生活歴や家族についても目を向け学ぶ」ということであり、「児童館ガイドライン」に示された「多機能性」という児童館の特性への理解にもつながるだろう。

(3) 子育て支援

保育所における保育士の役割の一つが「保護者支援」であり、子育て支援における保育所の重要性がますます高まる一方で、実習において、保護者支援に関する項目に関して学びが十分でない学生が多いことが明らかにされている（全国保育士養成協議会編2018a：103）。そうした中で、児童館での実習においては保護者との直接的な関わりを持つこと、保護者が子どもと関わる姿を見ることができ、子育て支援の活動にも携わる機会があることは、保育士養成として非常に大きな意味を持つと言える。

「ミニマムスタンダード」においても、児童館の施設、職員の理解において、子育て支援の機能、役割が強調され、その専門性を身につけることが実習の大きなねらいとされていることがわかる。具体的には、乳幼児親子を対象とした子育て支援の活動プログラムの提供や支援計画の立案があり、そのプログラムは「子育てで孤立しがちな保護者同士をつなげる役割」があるとしている。

しかし、児童館における子育て支援の機能・役割は幅広い。大きく分けて、「子育て家庭に対する相談・援助」、「子育ての交流の場の提供」、「地域における子育て家庭の支援」がある。また、児童館の子育て支援の機能は、「地域性」という児童館の特性を考えると、「子どもの育ちに関する組織や人とのネットワークの推進」の機能と関連させて捉える必要がある。利用者である保護

者も主体的に関わることができるようにし、地域の人や組織を巻き込みながら地域の子育てネットワークを形成していくこと、「子どもの育ちに関する組織や人とのネットワークの中心となり、地域の子どもを健全に育成する拠点としての役割を担う」ことが児童館には求められている（「児童館ガイドライン」第3章5）。

したがって、子育て支援の具体的な実践を行うことだけでなく、地域との連携やネットワーク⁽¹⁵⁾といった点も含め、地域全体の中での子育て支援施設としての児童館の意義を捉えなくてはならない。これは、保育実習Ⅲで学ぶことが求められるとする、「施設が地域の中で果たしている役割や利用者の家族への支援、社会全体における役割」についての学びにあたり（「ミニマムスタンダード」）、児童館実習ではこうした学びも可能であると言える。

6. 児童館実習における課題

ここまで、保育士養成及び保育実習における児童館実習の意義について見てきたが、最後に、こうした学びが実習において実現されるための課題を、(1)養成校、(2)児童館（受け入れ施設）それぞれについて述べる。

(1) 養成校における課題

養成校における課題として第一に、保育所保育士の養成が主となっている保育士養成において、養成教育のあり方を改めて検討することが挙げられる。今後、保育士の専門性、保育士の役割そして養成を考えていく上で、乳児・就学前の子どもの保育の重要性とともに、18歳未満あるいはその周辺の子ども等の保育の重要性を検討していくことは、保育士資格制度上もますます必要になるとの指摘がある（全国保育士養成協議会編 2018a：245）。これはまた、保育士養成における施設保育士の養成をどのように考えるかという課題であるとも言える。そもそも、「施設実習が、学生が初めて実際の施設保育士という職業とその職務内容を知り、施設保育士という職種を将来の職業選択に加える機会となる可能性が高い」という指摘も大きく受け止める必要がある（池田他 2014：76）。

養成校における課題の二つ目に、養成校と受け入れ施設である児童館の「協働」をどう進めていくかということがある。保育実習を進めるキーワードとして「協働」がある⁽¹⁶⁾。保育実習をより標準的・効果的に実施するには、実習生が主体的に実習に取り組むことが第一の要素であり、第二に、それを支える協働的な実習体制が必要となる。実習事前事後指導、実習中、評価、その他、養成施設と実習施設が部分的もしくは全体的に協働する体制をとることが求められている（全国保育士養成協議会編 2018a：238）。後述するように、児童館実習を進めるにあたっては、受

け入れのためのマニュアルやプログラムなどの作成が必要だと考えられるが、まずこうした点で児童館と養成校が連携していくことが「協働」の方策となるのではないだろうか⁽¹⁷⁾。

(2) 児童館（受け入れ施設）における課題

受け入れ側の児童館の課題として、第一に、児童館運営の一部としての実習の位置付けの明確化が挙げられる。「児童館ガイドライン」には、活動内容の中に「7 ボランティア等の育成と活動支援」として「中・高校生世代、大学生等を対象としたボランティアの育成や職場体験、施設実習の受け入れなどに努めること」が示されている（第4章）。しかし、例えば児童養護施設については、「児童養護施設運営指針」の「施設の運営」の項目に「実習生の受け入れ」があるように、「児童館ガイドライン」等において児童館の運営の重要な一部分として実習を位置付け、具体的に目的・内容・方法等明記することが、人材育成・養成の面でも必要不可欠であろう。

また、約半数（51.8%）の児童館が受け入れマニュアルやプログラムを整備しており（児童健全育成推進財団 2017：43）、児童健全育成推進財団が2018年に『児童館のための実習生受け入れマニュアル』を作成している。上述したように、今後こうしたマニュアル等の作成において、養成校と受け入れ施設の「協働」が求められよう。

第二に、児童館運営上の問題であるが、職員体制や配置の問題がある。具体的には、児童館が少人数職場であること、常勤職員が必ずいるとは限らないことが挙げられる。現行の「保育実習実施基準」には「実習施設においては、主任保育士又はこれに準ずる者を実習指導者と定めること」とあるが、児童館では館長も「常勤・専任」は4割程度であり、必ず主任が配置されているわけではなく、職員の経験年数にもばらつきがある⁽¹⁸⁾。実習を充実させる前提として、こうした児童館そのものが抱える体制上の問題を解決する必要がある。

7. 今後の研究課題

本研究では、「保育実習実施基準」「ミニマムスタンダード」と「児童館ガイドライン」の内容を照らし合わせながら、保育者養成における児童館実習の意義を明らかにしてきた。これらは、実習（指導）を進める上で、重要な指導の観点になると考えられる。一方で、課題については今後検討、改善していく必要がある。そのためまずは、実際に児童館で保育実習を実施した学生や保育実習を受け入れている児童館への調査を行い、課題等を実証的に明らかにしていくこと、先行研究を合わせて考えると、複数の学校・地域での比較と経年的な研究が必要であると考えられる。また、児童館での保育実習の実施は、「（保育所）保育士養成における児童館実習」と「施設保育士（児童館職員）の養成における保育実習」という二つの意味を持つ。本研究では前者の視

点で論を進めてきたが、他方で、保育実習を施設保育士、児童館で働く職員を養成する機会として検討していくことも必要であり、今後の研究課題としたい。

《注》

- (1) 指定保育士養成施設を対象とした調査の結果によると、業種別就職者の割合は、保育所 39.1%、認定こども園 13.2%、幼稚園 12.3%、社会福祉施設（児童養護施設等）8.2%、公務員（福祉職）3.3%である（全国保育士養成協議会編 2020：43）。
- (2) 保育士養成課程等検討会 2017『保育士養成課程等の見直しについて（検討の整理）』など。
- (3) CiNii で論文検索をすると、「保育実習」で 1,040 件、「施設実習 保育」で 224 件、「保育実習 施設」で 149 件がヒットする（2021 年 9 月 18 日実施）。
- (4) 認定児童厚生員資格は、一般財団法人児童健全育成推進財団が独自に認定している制度で、「児童厚生二級指導員」、「児童厚生一級指導員」、「児童健全育成指導士」の 3 段階の任意資格制度がある。前二者の養成課程に、実習が組み込まれている（児童健全育成推進財団ホームページ <https://www.jidoukan.or.jp> 及び同財団発行「児童館・放課後児童クラブの研修制度のご案内 令和 2 年改正版」、「児童厚生員養成課程のご案内 2019 年版」参照）。
- (5) 児童館数の多い都道府県は順に、東京都（591 館）、北海道（359 館）、愛知県（294 館）となっており、3 自治体で全児童館数の約 27% を占める。一方、例えば大阪府は 49 館しかなく、人口に比してかなり少ない（厚生労働省「社会福祉施設等調査」2019 年 10 月）。
- (6) 児童館の設備・運営基準については設置自治体の条例によるが、児童館のある市区町村の 4 分の 1 が職員の配置基準を定めていない（児童健全育成推進財団 2016：25）。
- (7) 例えば、北区、新宿区、杉並区、世田谷区、中央区、文京区などは今年度（2021 年度）の職員採用においてそれを明示している（各区ホームページ「令和 3 年度職員募集」による）。
- (8) 児童福祉法第 34 条の 8 の 2 及び「放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準」（平成 26 年 4 月 30 日厚生労働省令第 63 号）。
- (9) 厚生労働省「令和 2 年放課後児童健全育成事業（放課後児童クラブ）の実施状況」（2020 年 7 月 1 日現在）
- (10) ただし、ここでいう「実習生」が保育実習の実習生であるとは限定されていない。
- (11) 1970 年の全国の児童館数は 1,417 箇所（厚生省「社会福祉施設調査」）、「施設の整備・拡充期」であった（森本 2004：92-93）。また、実態は正確に把握できないが、農村部を中心に保育所保育の代替機能を果たす「幼児型児童館」「保育型児童館」が残っていたことも考慮に入れる必要がある。
- (12) 厚生労働省「指定保育士養成施設の指定及び運営の基準について」（平成 30 年 4 月 27 日）
- (13) 「児童福祉施設の設備及び運営に関する基準」では、「遊びを指導する者」を置くと規定されているが、「児童館ガイドライン」では「児童厚生員」という用語を使用しているため、それに倣った。
- (14) 児童館で行われる主な活動のうち「プログラム」とは、「児童厚生員が企画から総括まで意図的計画的に取り組む内容のもの」、「児童厚生員が意図的に働きかけるが子どもや保護者の主体性に任せるもの」を指すと考えられることが多い（こども未来財団 2010：34）。
- (15) 児童館では、多くのボランティア等が関わっており、ボランティアの参加がある児童館は 78.7% にのぼる。連携・協力している社会資源は様々であるが、特に子どもが通う小学校、中学校等の学校、地域の主任児童委員、民生・児童委員との連携が多い（児童健全育成推進財団 2017：41、63-64）。
- (16) 2018 年に改正された「保育実習実施基準」には、養成校と実習施設の担当者同士の「緊密な連携」の必要性が明記されている。
- (17) 例えば、社会福祉協議会児童施設部会に所属する施設職員を中心に、養成校の教員も協力して、受け入れ施設職員向けのガイドブックの作成がなされた大阪府の事例もある（大阪府社会福祉協議会児

児童施設部会児童福祉施設実習ガイドブック作成委員会 2018)。

- (18) 2017年の調査によると、児童厚生員の配置及び常勤児童厚生員の人数が「2人」という児童館が最も多い(22.5%, 27.4%)一方で、常勤が「0人」の児童館も2割近くある(23%)。非常勤児童厚生員が「6～10人」とする児童館も1割程度(10.6%)あり、多数の非常勤職員を雇用しローテーションで配置していると思われる児童館が一定数ある。また、職員全体の勤続年数は、「常勤」、「非常勤」とも「5～10年未満」が3割程度で最も多い(児童健全育成推進財団 2017: 29-31, 35)。

引用・参考文献

- 秋山展子 2020「保育者養成校学生の遊び体験の考察」『秋草学園短期大学紀要』37, p.1-14
- 池田幸代他 2014「保育者養成校学生の施設保育士志望に影響する施設実習における利用児・者への意識と関連要因」『高等教育と学生支援』5, p.76-84
- 石橋裕子・林幸範編著 2020『新訂 幼稚園・保育所・児童福祉施設等実習ガイド(第二版)』同文書院
- 大阪府社会福祉協議会児童施設部会児童福祉施設実習ガイドブック作成委員会 2018『保育士養成課程 児童福祉施設職員のためのガイドブック』
- 柏女霊峰 2011『子ども家庭福祉・保育の幕開け』誠信書房
- 厚生省児童家庭局 1972『保母養成専門教科目教授内容ソースブック(改訂版)』
- こども未来財団 2009『これからの児童館のあり方についての調査研究』
- こども未来財団 2010『児童館の活性化に関する研究』
- 佐藤信雄 2008「保育制度と保育者養成課程の変遷について」『北海道文教大学紀要』32, p.57-71
- 児童健全育成推進財団 2015『児童館論』
- 児童健全育成推進財団 2016『児童館における子育て支援等の実施状況に関する調査研究』
- 児童健全育成推進財団 2017『地域の児童館が果たすべき機能及び役割に関する調査研究』
- 児童健全育成推進財団 2018『児童館のための実習生受け入れマニュアル』
- 社会保障審議会児童部会遊びのプログラム等に関する専門委員会 2018『遊びのプログラムの普及啓発と今後の児童館のあり方について』
- 全国保育士養成協議会編 2018a『保育実習の効果的な実施方法に関する調査研究 研究報告書』
- 全国保育士養成協議会編 2018b『保育実習指導のミニマムスタンダード Ver.2』中央法規出版
- 全国保育士養成協議会編 2020『指定保育士養成施設卒業者の内定者等に関する調査研究』
- 守巧他 2014『施設実習パーフェクトガイド』わかば社
- 森知子 2011「保育専門職としての意識を高める児童館の学び」『聖和論集』39, p.27-35
- 森本扶 2004「戦後の児童館実践理念の変遷」『日本社会教育学会紀要』40, p.91-100
- 横尾真佐恵 2018「児童館実習における学びの特徴に関する考察」『中国学園紀要』17, p.111-117

(提出日: 2021年9月24日)